

富良野市新庁舎・文化会館複合施設及び市民スペース愛称募集要項

1 愛称募集の目的

令和4年供用開始予定で整備を進めている新庁舎は、市役所と文化会館の複合施設として、「人、まち、自然をつなぎ、次世代の子どもたちへつなぐ庁舎」をテーマに、市民が気軽に訪れて集える場とすることで、新たな賑わいが創出できる施設をめざすことから、広く市民等に愛称を募集し、多くの市民等に親しまれる施設とすることを目的とします。

2 愛称募集対象

(1) 新庁舎・文化会館複合施設

- ・市役所と文化会館の機能を併せ持つ複合施設として誕生します。
- ・この複合施設は、まちづくりの新たな拠点として、市民と地域、行政をつなぎ市民が気軽に訪れて集える場・新たな賑わいを創出する場となるよう愛称を募集します。

(2) 市民交流スペース

- ・庁舎機能と文化会館機能をつなぐ、建物中央の明るく開放的なメインスペースです。
- ・来庁者の休憩や談話の場のほか、イベント開催など多目的な利用を想定しており、休日を含め、一般開放を予定しています。

(3) 子どもの遊び場スペース

- ・雨や雪の日でも子どもが遊べる屋内の遊戯スペースです。
- ・遊具を備えた幼児スペースと乳児スペースに、授乳室や子ども用トイレを併設。子どもや子育て世代の交流の場としての利用も想定しており、休日を含め、一般開放を予定しています。

3 募集期間

令和3年7月1日（木）から令和3年7月30日（金）まで

4 応募資格

- (1) 個人・団体を問わず、市民であればどなたでも応募できます。
- (2) 応募点数は、各スペースとも1人（団体）3点以内とします。

5 愛称の内容・基準

- (1) 施設整備のねらいやコンセプト等がイメージできるもの
- (2) 親しみやすく、おぼえやすく、呼びやすいもの
- (3) 自作・未発表のもの
- (4) 他の施設や商標などと混同されないもの
- (5) 次の各号のいずれかに該当すると認められないもの
 - ア) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの
 - イ) 公の秩序又は善良の風俗を害するもの又はそのおそれのあるもの
 - ウ) 基本的人権を侵害しうるもの又はそのおそれのあるもの
 - エ) 政治性のあるもの
 - オ) 宗教性のあるもの
 - カ) 社会問題について特定の主義又は主張にあたるもの
 - キ) その他市有財産等の愛称として使用することが適当でないと認められるもの

6 応募方法

次の事項を記載し、送付先まで応募してください。

(1) 記載事項

愛称、愛称の意味・考案の理由、応募者氏名・住所・電話番号・年齢・職業

(2) 応募要領・応募用紙配布先（任意の応募用紙可）

市ホームページ、市役所、文化会館、図書館、山部支所、東山支所

(3) 送付先・問合せ先

次の送付先に郵便、電子メール、専用フォーム、ファックスで応募してください。

【送付先】富良野市新庁舎開庁推進課（文化・総合窓口担当：市民協働課）

〒076-0018 富良野市弥生町1番2号

電話 0167-39-2311 FAX0167-39-2330

電子メール shiminkyoudou-ka@city.furano.hokkaido.jp

7 選考方法

(1) 一次審査（候補作品選考審査）

市が別途設置する「富良野市愛称募集選定委員会」（以下「選定委員会」という。所管部長ほか複数の市職員で構成）で候補作品を選定します（各愛称3点以内）。

なお、応募が各愛称1点の場合も、愛称としてふさわしいか選定委員会において評価を実施します。

(2) 二次審査（投票）

一次審査通過の候補作品について、インターネット及び市内公共施設等で投票（令和3年8月～9月予定）を行い、その投票結果を参考に愛称を決定します。

(3) 審査結果の通知及び公表

採用決定者に文書で通知し、市ホームページ等で愛称を公表します。

（令和3年10月頃予定）

8 賞品（愛称採用決定者へのお礼）

愛称採用の決定者に選ばれた方には富良野市の特産品を贈呈します。

9 その他

(1) 採用作品に関する著作権（著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む）その他一切の権利は、富良野市に帰属します。また、応募者は採用作品に対し、著作人格権に基づく権利行使は行わないこととします。ただし、応募作品の著作権その他一切の権利に関わる問題が生じた場合は、すべて応募者の責任とします。

(2) 愛称の決定にあたり、富良野市の判断によりやむを得ず、作品を補正、修正する場合があります。そのため、応募の名称がそのまま愛称として決定されない場合があります。

(3) 必要事項の記載がない作品は無効となる場合があります。

(4) 応募作品は返却しません。

(5) 応募者の個人情報には本目的のみに使用し、愛称採用決定者の方については、応募作品、氏名を公表する場合があります。